

あるべき道州制の姿(案)に対する意見一覧

原 案	意 見	理 由
○ はじめに		
<p>最近の我が国における道州制の議論は、第28次地方制度調査会が本年2月に総理に提出した「道州制のあり方に関する答申」の中で、我が国の将来を見通した広域自治体改革の具体策として、「道州制の導入が適当と考えられる」との見解を示して以来、本年9月に発足した安倍新内閣においては、道州制担当大臣を設置し、道州制の本格的導入に向けた「道州制ビジョン」策定について検討を始め、また自由民主党においても、道州制調査会が平成19年夏の参議院議員選挙までに道州制導入に関する報告書をまとめる方向となるなど、国レベルでは、道州制の導入に向けた動きが本格化してきたと言っても過言ではない。</p>	<p>見解を示して以来、本年9月に発足した →見解を示して以来、活発化している。本年9月に発足した国レベルでは、道州制の導入に向けた動きが活発化している。</p> <p>「本格化している」と言い切るべき。</p>	<p>一文が長いため、二つに分ける</p>
	<p>原文「道州制の本格的導入に向けた」 修文「将来の道州制の本格的導入に向け、国民的議論の前提となる」</p>	<p>全国知事会として現に必要なことは、まずは地方分権改革推進法のもとでの地方分権型社会の実現であり、国が道州制を導入するのであれば、それは地方分権型でなければならないとのスタンスに立つべきである。11月24日の政府主催全国知事会議における総理大臣発言を踏まえた修文とする。 (参考)11月24日政府主催全国知事会における総理大臣発言(抄) 「さらに、将来の道州制の本格的導入に向け、国民的議論の前提となる道州制ビジョンの検討を進めてまいります。」</p>
	<p>「第28次地方制度調査会が本年2月に総理に提出した「道州制のあり方に関する答申」の中で、我が国の将来を見通した広域自治体改革の具体策として、「道州制の導入が適当と考えられる」との見解が示された。本年9月に発足した安倍新内閣においては、道州制担当大臣を設置し、道州制の本格的導入に向けた「道州制ビジョン」策定について検討を始められ、また、自由民主党においても、道州制調査会が平成19年夏の参議院議員選挙までに道州制導入に関する報告書がまとめられる方向である。このように、道州制の議論は、今後、国レベルで本格化していくと考えられる。」と修正。</p>	
	<p>長い文章になっているので、分かりやすくするため、数文に分けた方がよいのではないか。</p>	

原 案	意 見	理 由
<p>道州とは、第28次地方制度調査会の答申においても、現在の都道府県に代わる新たな広域自治体とされており、そうであるならば、全国知事会は、我が国における道州制議論において、正に当事者であり、最も積極的に道州制のあるべき姿を提案していかなければならない立場にある。</p>	あるべき姿 →「あるべき姿」	強調するため
	「第28次地方制度調査会の答申において、道州は現在の都道府県に代わる新たな広域自治体とされており、」と修正。	読みやすい文章にする。
	道州制に関する国の動きが活発化しているのは事実であるが、この動きを止めることのできない既成事実としてとらえるのではなく、一律的な枠組み先行で行われている議論に惑わされることなく、まずは地方分権改革を進めることが先決であることを国に対して積極的に発言すべきである。	
	<p>道州は、第28次地方制度調査会の答申において、</p> <p>1 原文「第28次地方制度調査会の答申においても」 修文「第28次地方制度調査会の答申においては」</p> <p>2 原文「最も積極的に道州制のあるべき姿を提案していかなければならない」 修文「最も積極的に地方分権型の道州制の姿を議論していかなければならない」</p>	<p>1:「おいても」とすると全国知事会で都道府県に代わり道州制を置くことについて合意が得られていると読めるが、そのような合意は得られていないため。理由:「あるべき」ということの意味を具体的に表現すべき。</p> <p>2:「○ はじめに」の結びは「道州制に対する全国知事会の立場を明らかにすること」と「道州制導入の検討に当たって留意すべき事項」を提案することであるため、「提案」ではなく「議論」とすることが適当。</p>

原 案	意 見	理 由
<p>もとより、道州制は真の分権型社会を実現するためのものであって、決して国の行財政改革や財政再建の道具ではなく、また、道州制の検討を待って地方分権改革が停滞するようなことがあってはならない。</p>	<p>道州制の導入は、結果として国と地方を通じた行財政改革や財政再建にも資するものであることから、「もとより、道州制は真の分権型社会を実現するためのものであって、決して国の行財政改革や財政再建のためだけのものではなく、また、道州制の検討を待って地方分権改革が停滞するようなことがあってはならない。」といった表現に修正すべきではないか。</p>	
	<p>1:「地方を自立的に発展させることにより、我が国全体を支える真の分権型社会を実現するためのもの」と修正。 2:「また、道州制への移行が我が国と国民の混乱を招くようなことがあってはならない。したがって一国二制度の状況とならないよう、道州制の導入は全国一斉におこなうべきである。」を追加。</p>	<p>1:国全体にこそメリットがあることを明確にするため。【理由】2:国全体が安定した状況で、道州制に移行することが必要である。</p>
	<p>道具 → 手段</p>	<p>道具はやや即物的</p>
	<p>今なすべきことは、地方分権改革推進法案の理念にも掲げられているように、国と地方の役割分担等を明確にしたうえで、国から権限や税財源の移譲等を通じて地方の自主性及び自立性を高めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することであり、まずは地方分権を進める観点から広域自治体のあり方について議論を深めていく必要があると考える。</p>	
	<p>「もとより、道州制は、国と地方双方の政府を再構築し、新しい政府像の確立を目指すものであり、国と地方の役割分担や基礎自治体の役割に関する論議を踏まえて、国民の理解を得ながら、真の分権型社会を実現するためのものであって、…」に修正してもらいたい。</p>	
<p>原文「道州制は真の分権型社会を実現するための」 修文「道州制は、住民自治と団体自治という地方自治の本旨に基づき、真の分権型社会を実現するための」</p>	<p>道州制の導入は住民自治と団体自治に資する必要があることを改めて表すため。</p>	

原 案	意 見	理 由
<p>これらの点を踏まえ、ここに道州制の基本的な「あるべき姿」を示すことによって、道州制に対する全国知事会の立場を明らかにするとともに、政府や各政党をはじめとする関係機関に対し、道州制導入の検討に当たって留意すべき事項として提案しようとするものである。</p>	<p>基本的な「あるべき姿」→「あるべき姿」の基本</p>	<p>より文意が明確になると考える</p>
	<p>「全国知事会の立場を明らかにする。」と修正。</p>	<p>まず、知事会の立場、考え方を明確することが重要。政府や各政党等に対しては、これを基本として主張・提案すべきものである</p>
	<p>これらの点を踏まえ、今後、国民の理解を得て、道州制を導入する場合の「あるべき姿」を示すことにより、道州制に対する全国知事会の基本的な考え方を明らかにするものである。</p>	
	<p>1: 原文「ここに道州制の基本的な「あるべき姿」を示すことによって」 修文「ここに地方分権型の道州制の基本的な姿を議論することによって」 2: 原文「道州制導入の検討に当たって留意すべき事項として提案」 修文「道州制導入の検討に当たって留意すべき事項を提案」</p>	<p>1: 「あるべき」ということの意味を具体的に表現すべき。「○ はじめに」の結びは「道州制に対する全国知事会の立場を明らかにすること」と「道州制導入の検討に当たって留意すべき事項」を提案することであるため、「示す」ではなく「議論」とすることが適当。2: 語句の調整のため。</p>
<p>これらの点を踏まえ、ここに全国知事会の「道州制の議論に向けた基本的な考え方」を示し、政府や各政党をはじめとする関係機関に対し、道州制導入の検討に当たって留意すべき事項として提案しようとするものである。</p>	<p>本提案の内容は、道州制の「あるべき姿」を示しているのではなく、「道州制の議論に向けた基本的な考え方」を示すものであるため、以下のように修正すべきである。</p>	

原 案	意 見	理 由
○ 道州制の制度設計について	順序として、3・1・4(国の統治機構のあり方)、2・5・6・7(道州制の制度論)の方が適当ではないか。	
1 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない	<p>「ための」をトル。</p> <p>1 道州制は地方分権を推進した結果の一つの姿として考えなければならない</p> <p>1 道州制は地方分権を推進し、住民自治に資するものでなければならない。</p>	道州制により、団体自治だけではなく住民自治も進展する必要があるため。
国と地方自治体双方のあり方を同時・一体的に抜本的に見直し、国から地方への決定権の移譲を実現し、分権型社会における広域自治体に必要な要件を満たす新たな地方制度として「道州制」を検討しなければならない。	真の分権型社会を構築するためには、国と地方自治体双方のあり方を同時・一体的に抜本的に見直し、国から地方への決定及び実施権限の移譲を実現することが必要である。こうした分権型社会における広域自治体に必要な要件を満たす新たな地方制度として「道州制」を検討しなければならない。	文意の補強
	国と地方の双方のあり方を同時・一体的に抜本的に見直し、国から地方への決定権の移譲を実現し、分権型社会における広域自治体に必要な要件を満たす新たな地方制度として「道州制」を検討しなければならない。	
	「国から地方への決定権の移譲を実現し、」を5へ移動させる。	決定権に関する記述をまとめる。
	国と地方自治体双方のあり方を、同時・一体的に抜本的に見直すとともに、国から地方への権限や財源の移譲を実現し、内政を幅広く担う「自立性の高い広域自治体」を確立するため、新たな地方制度として「道州制」を検討すべきである。	道州制の導入に当たっては、決定権の移譲だけでなく、財源の移譲が重要であるため、「権限や財源の移譲を実現し」と修正することが望ましいのではないか。また、「分権型社会における広域自治体に必要な要件を満たす新たな地方制度」という文言の趣旨が分かりにくいため、「内政を幅広く担う『自立性の高い広域自治体』を確立するため、新たな地方制度として『道州制』を検討しなければならない」という文言に修正することが望ましい。
	追加「また、道州制によって、住民自治が後退しないようにしなければならない。」	道州制により、団体自治だけではなく住民自治も進展する必要があるため。

原 案	意 見	理 由
2 道州は、都道府県に代わる地方自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする	2 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方公共団体は道州と市町村の二層制とする	
道州は、国と市町村の間の広域的な地方自治体として、市町村と役割を分担して主に地域における広域行政を担うものとするべきである。国の出先機関的な性格や国と地方自治体の中間的な性格を持つようなものであってはならない。	道州は、国と市町村の間の広域自治体として、市町村と役割を分担して主に地域における広域行政を担うものとするべきである。国の出先機関的な性格や国と地方公共団体の中間的な性格を持つようなものであってはならない。	
	「国の出先機関的な性格や国と地方自治体の中間的な性格を持つようなもの」を「国の機関あるいは国と地方自治体の中間的な機関」と修正。	道州の位置付けが、国とは別の機関であることを明確にする。
	「地方自治体」を「基礎自治体」とする。	
	道州は、国と市町村の間の広域的な地方自治体として、主に地域における広域行政を担うものとするべきである。国の出先機関的な性格や国と地方自治体の中間的な性格を持つようなものであってはならない。	市町村も広域行政を担うと誤解を与えるおそれがある表現となっているため、「市町村と役割を分担して」という表現を削除する必要がある。
	二層制以外に、一層制又は三層制についても検討すべき	

原 案	意 見	理 由
<p>3 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない</p>	<p>3 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うものでなければならない。</p>	
<p>「国と地方の役割分担」を抜本的に見直し、現在、国が担っている事務については、外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割にかかるものを除き道州に移管し、内政に関する事務は、基本的に地方が担うこととすべきである。</p>	<p>第1文の後に、「このことが、国と地方の二重行政の解消にもつながるものである。」を追加</p>	<p>どこかに、二重行政の解消の視点を入れるべき</p>
	<p>建築物の耐震基準の設定など、全国的な統一基準が不可欠であるものについて、引き続き国が制度設計等に係る責任を果たすべき事業があることにも留意すべき。</p>	
	<p>「国が担っている事務については、」を「国が担うべき事務は、」と修正。 「国が本来果たすべき役割にかかるものに限定し、」と修正。</p>	<p>国及び道州が担うべき事務は限定し、それ以外の事務を基礎自治体の事務と考えるべきである。</p>
	<p>「国が本来果たすべき役割にかかるものを除き道州に移管し」を「国が本来果たすべき役割にかかるものに限定し、」と修正。</p>	<p>国及び道州が担うべき事務は限定し、それ以外の事務を基礎自治体の事務と考えるべきである。</p>
	<p>「補完性の原理」や「近接性の原理」に基づき、「国と地方の役割分担」を抜本的に見直し、現在、国が担っている事務については、外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割にかかるものを除き道州に移管し、内政に関する事務は、基本的に地方が担い、主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものとすべきである。</p>	<p>国と地方の役割分担の見直しに当たっては、「見直しの必要性」や「見直す際の基本的な考え方」を明らかにする必要がある、例えば、「補完性の原理」や「近接性の原理」に沿った見直しであることを明記しておく必要</p>
	<p>なお、内政に関する個々の事務に則して、国と地方の役割分担をより一層明確化することは必要である。</p>	
<p>「『国と地方の役割分担』を抜本的に見直し、」と「現在、」の間に、「地方が担う事務については、地方自らの責任と財源で、企画立案から管理執行までを一貫して実施できるよう」と挿入する。</p>	<p>現状のような国と地方の役割分担や責任が複雑に入り組み、責任の所在が曖昧になりがちな重層的なシステムの解消を図ることを明白にしたほうがよい。</p>	

原 案	意 見	理 由
<p>その際、都道府県が担ってきた事務については可能な限り市町村に移管することによって、住民や地域に身近な行政サービスについては、最も身近な基礎自治体が行い、道州は、広域自治体として市町村の区域を越える広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務を担うこととすべきである。</p>	<p>基礎的自治体に対するの補完の役割も担うことから、道州の担う事務に「など」と表記したほうが良い。</p>	
	<p>「可能な限り市町村に移管することによって、」を「原則として市町村が担うこととし、」と修正。</p>	<p>役割を抜本的に見直す以上、現行制度を前提とする「移管」という語句を使用すべきではない。</p>
	<p>「その際、住民生活に密接に関わる行政サービスは、基礎自治体である市町村ができる限り総合的に担い、広域自治体である道州は、市町村で完結しない広域的行政ニーズや市町村で担うと著しく非効率となる高度技術や専門性を必要とする行政ニーズを担うことを基本として、都道府県の担ってきた事務の市町村への移譲を進める」と改める。</p>	<p>より分かりやすい表現にすべき。</p>
	<p>○ 基礎自治体の機能の強化が必要である旨を明記すべき。</p>	

原 案	意 見	理 由
<p>4 役割分担の明確化にあたっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない</p>	<p>「役割分担の明確化にあたっては、まずもって企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを行い、事務の管理執行を担っているにすぎない「地方支分部局」については、当然、これに伴って廃止されるべきものとする」と修正。</p>	<p>道州制が、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものである以上、国のあり方を見直す順序としては中央省庁からとすべきである。</p>
	<p>4 役割分担の明確化に伴い、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを行わなければならない</p>	
	<p>「解体再編」 → 「機能縮小・再編」</p>	<p>中央省庁の機能を縮小し、再編することを明確にすべき</p>
<p>中央省庁の解体再編を含め、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿を検討するという観点から、国と地方の役割分担に基づき、国の事務権限の仕分けを行い、地方支分部局の廃止のみならず、中央省庁の地方への権限移譲も含めた検討を行わなければならない。</p>	<p>……地方支分部局の廃止のみならず、中央省庁の組織の抜本的な見直しと地方への大幅な権限移譲を含めた検討を行わなければならない。」</p>	<p>やや言葉足らずではないか。</p>
	<p>国の権限の地方への大幅な移譲を進め、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿を検討するという観点から、国と地方の役割分担に基づき、国の事務権限の仕分けを行い、地方支分部局の廃止のみならず、中央省庁そのものの解体再編を含めた検討を行わなければならない。</p>	<p>地方分権の推進が議論の前提となるべきであり、中央省庁の解体再編はよって立つべき「観点」ではなく、分権型社会における組織のあり方として論じるべきである。</p>
	<p>国と地方の役割分担に基づき、国の事務権限の仕分けを行い、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿を検討するという観点から、地方支分部局の廃止のみならず、中央省庁の解体再編も視野に入れ、中央省庁から地方への権限移譲の検討を行わなければならない。</p>	
	<p>なお、内政に関する個々の事務に則して、国と地方の役割分担をより一層明確化することは必要である。</p>	
	<p>中央省庁の機能縮小・再編を含め、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿を検討するという観点から、国と地方の役割分担に基づき、国の事務権限の仕分けを行い、地方支分部局の廃止のみならず、中央省庁の機能を縮小し、地方への権限移譲も含めた検討を行わなければならない。</p>	
<p>「国と地方の役割分担に基づき、国の事務権限の仕分けを行った上で、国が担うべき事務に相応しい中央政府の組織を検討するという観点から、地方支分部局の廃止は当然のこと、中央省庁の解体再編を含めた見直しが行われなければならない。」と修文する。</p>	<p>検討の対象が、中央政府の見直しであることをより明白にすべき。</p>	

原 案	意 見	理 由
5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立しなければならない	5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な自治立法権を確立しなければならない	
内政に関する事務について、道州が事務を自主的・自立的に担えるようにするため、国の法令については大綱的なものに限定するなど、基本的な事項を定めるにとどめ、道州において広範に条例制定ができるようにしなければならない。	「条例制定権」とするのか「自治立法権」とするのか検討すべきである (地制調は「自治立法権」。イタリア、スペインなどのように立法権の分割まで視野に入れる、あるいはそこまでいかなくとも、今と変わるというイメージをだすのであれば「自治立法権」。)	
	内政に関する事務について、道州が事務を自主的・自立的に担えるようにするため、国の法令については大綱的なものに限定するなど、基本的な事項を定めるにとどめ、道州において広範に条例制定ができるようにしなければならない。 また、憲法改正を視野に入れ、道州に「地域振興に関する立法権」を付与することなどについても検討する必要がある。	道州制の制度設計に当たっては、既存の制度や仕組みにとらわれない抜本的な議論が必要であり、憲法改正を視野に入れた立法権の分割についても検討する必要がある。
	「内政に関する事務、特に、国と道州の役割分担において、道州の固有の事務とされるものについては、特別な理由がない限り、道州の条例が国の法令に優先することとし、それを保障する具体的な仕組みについて検討しなければならない」と修文する。	道州固有の事務について、国の法令による関与を廃止し、道州の決定権を確実なものとするため。

原 案	意 見	理 由
<p>6 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた税財源配分を行わなければならない</p>	<p>6 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた税財政制度を構築しなければならない</p>	
	<p>6 自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない(6, 7をまとめる)</p>	
	<p>6 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた税源配分を行わなければならない</p>	
	<p>6と7をひとつの項目とし、「道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない」修文とする。</p>	<p>原案では、6に税財源配分だけではなく、諸外国の例にならった「共有税」の導入や、国と地方の徴税事務の一元化などに言及されており、また、7は財政調整制度についての説明を専らにするなど、内容が一連のものであるため。</p>
<p>地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、税源配分方式を抜本的に再構築するとともに、例えば、諸外国の事例を参考にした共有税の導入や国と地方の徴税事務の一元化など、現行の国税と地方税の税目や課税権のあり方も含めた抜本的な見直しを行い、可能な限り偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築すべきである。</p>	<p>6と7が未整理の印象 言うべきことは、 ①事務の配分に見合った財源の確保(量の問題) ②その財源は、地方税など自主財源とすること(質の問題) ③道州間の適切な(必要最小限かつ自主的な)財政調整制度 の3点 ①②を6で、③を7でまとめてはどうか</p>	
	<p>「可能な限り偏在性が少なく」は削除すべき。</p>	<p>偏在性を是正する目的が財政調整制度にある</p>
	<p>地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、現行の国税と地方税の税目や課税権のあり方も含めた税体系の抜本的な見直しを行うとともに、税源配分方式を再構築し、安定性を備えた地方税体系を構築すべきである。 また、納税者の利便性や徴税コストの低減化といった観点から、国税と地方税の徴税事務を一元化した上で、国と地方で配分を決定する仕組みの導入についても併せて検討すべきである。 さらに、道州間の歳入を一定程度均等化するための財政調整制度については、国からの関与や依存度を縮小するという観点から、道州間での新しい財政調整の仕組みを構築すべきである。</p>	

原 案	意 見	理 由
<p>地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、税源配分方式を抜本的に再構築するとともに、例えば、諸外国の事例を参考にした共有税の導入や国と地方の徴税事務の一元化など、現行の国税と地方税の税目や課税権のあり方も含めた抜本的な見直しを行い、可能な限り偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築すべきである。</p>	<p>地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、税源配分方式を抜本的に再構築するとともに、例えば、諸外国の事例を参考にした共有税の導入や国と地方の徴税事務の一元化など、現行の国税と地方税の税目や課税権のあり方も含めた抜本的な見直しを行い、可能な限り偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築すべきである。</p>	<p>「国と地方の徴税事務の一元化」は、事務効率化の手段に過ぎず、地方税体系のあり方に関する本質的な問題ではない。</p>
<p>地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、税源配分方式を抜本的に再構築するとともに、例えば、諸外国の事例を参考にした共有税の導入や国と地方の徴税事務の一元化など、現行の国税と地方税の税目や課税権のあり方も含めた抜本的な見直しを行い、可能な限り偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築すべきである。</p>	<p>「…抜本的な見直しを行い、」と「可能な限り偏在性が少なく、」の間に、「自治体の構成員である住民の受益と負担を明らかにすることを基本に」と挿入する。</p>	<p>道州における行政運営は自立を基本とし、住民にとっても受益と負担の関係が明らかな税財政構造を構築すべきである。</p>
	<p>徴税事務の一元化に触れているが、徴税事務は、地方自治体にとって必要不可欠なものである。実際に徴税に努力して歳入を確保し、もって地域のために使うことが必要なのではないか。</p>	

原 案	意 見	理 由
7 自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない	7 自主性・自立性の高い財政調整制度を構築しなければならない	
	「高い地方税財政制度」を「高めるための財源保障と財政調整の制度」と修正。	次に主張する内容と整合させる。
	7 道州間での新しい財政調整の仕組みなど、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない	
	6と併せて検討すべき項目と考える。	
道州間の歳入を一定程度均等化するための財政調整制度については、まず、現行の地方交付税がそもそも標準的な行政サービスを全国どの地域においても享受できることを前提とした自治体の財源保障を担うものであることから、これを地方の固有財源として明確に法的に位置づけ、その総額や配分方法については、国と地方において決定する仕組みの導入を検討しなければならない。	課税自主権の強化についても記述すべき。	真に自主性・自立性が高い制度の構築を目指すとするならば、現在ある国の過剰な関与を廃止・縮小し、財政調整制度への依存の度合いを低下させることが重要である。
	「その総額や配分方法については、」の後を、「地方が主体的に運営する仕組みの導入を検討しなければならない。」と修文する。	財政調整制度は、国が運営するのではなく、地方自らがその固有の財源を基に調整する制度であることを明確にしたほうがよい。
	自主性・自立性の高い地方税財政制度をどのように構築するかといった議論の後、財政調整制度のあり方に言及すべきではないか。	
さらに、全てを国と地方の垂直的な財政調整で賄っている現行方式に加えて、国からの関与や依存度を縮小するという観点から、一部について、道州間で主体的に財政調整を行う水平的な調整の仕組みを併用することも検討しなければならない。	水平調整が、個々の自治体の収入となったものを再配分するというのであれば、自治体の経営意欲や活力を削ぐものとなり、認められない。	
	この部分は削除すべき	地方団体の課税自主権との関係で、その実現は相当困難であり、知事会内でも意見の統一がされていないことから、記述すべきではない。
	削除	

原 案	意 見	理 由
<p>8 道州の区域については、<u>枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない</u></p>	<p>道州の区域は、現実の広域的課題や生活圏・経済圏の実態を踏まえるべき。</p>	
	<p>7 道州の区域については、<u>地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない</u> <u>国において枠組を先行させた議論を行わないこと</u></p>	
	<p>道州の区域については、<u>道州制の詳細な制度設計を具体的に一つひとつ詰めていく中で、国民的な議論を喚起し、道州制の概念を固めたうえで初めてなされるべきものであり、真の分権型社会においては、地理的・歴史的・文化的に多様である地方が自らの責任と判断により決定するものでなければならない。</u></p>	
	<p>8 道州の区域については、<u>国と地方双方のあり方の検討を踏まえるとともに、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない</u></p>	
	<p>8 道州の区域については、<u>国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、国において一方的に区域を絞り込むなど、枠組を先行させた議論を行うべきではない。</u></p>	
<p>8 道州の区域については、<u>(国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、)</u><u>枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない</u></p>	<p>区域割りに関する議論の進め方の基本的な部分であることから、本文だけでなく項目中に明確に記載することが適当と考えるため。</p>	

原 案	意 見	理 由
<p>道州の区域は、経済的に自立性の高い圏域を形成するという観点や地域の事情を考慮して定めるものとするが、その際、住民が一体感を持つことができるよう地域の意見を反映した区域となるように設定すべきであり、地理的特性や歴史的事情等により、一の都道府県のみをもって道州を設置することも可能とすべきである。</p>	<p>道州の区域については、枠組の議論を先行させてはならない。区域は、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない</p>	<p>まず「枠組み先行」はだめと表明すべき</p>
	<p>「都」を削除すべき。</p>	<p>「一の都道府県のみをもって道州を設置すること」は、地域の広域的課題の解決が図れないため</p>
	<p>道州の区域は、道州における一体感の醸成や危機管理といった住民の視点に立って、地理的特性や歴史的事情、文化的な諸条件等を勘案するとともに、それぞれの都道府県の意見等を十分尊重した上で、法律案を作成すべきである。 また、その際、地理的特性や歴史的事情等により、一の都道府県のみをもって道州を設置することも可能とすること。</p>	
	<p>道州の区域については、道州内での新たな一極集中の防止や地域のアイデンティティ及び住民自治を担保するシステムを検討するなど、具体的な制度設計を一つひとつ詰めていく中で、国民的な議論を積み重ね、道州制の概念を固めたうえで初めてなされるべきものであり、地理的特性や歴史的事情等をふまえ地方自らの責任と判断により決定すべきであり、国において一方的に区域を絞り込むなど、枠組を先行させた議論を行うべきではない。（「なお書」以下削除）</p>	
	<p>「なお書」の内容が、先ではないか。</p>	<p>国と地方の役割・あり方の検討を踏まえた上で枠組が議論されるべきではないか。</p>
	<p>道州の区域は、経済的に自立性の高い圏域を形成するという観点や地域の事情を考慮して定めるものとするが、その際、住民が一体感を持つことができるよう地域の意見を反映した区域となるように設定すべきであり、地理的特性、歴史的事情や人口、行財政基盤の状況等により、一の都道府県のみをもって道州を設置することも可能とすべきである。</p>	<p>道州を含む広域自治体の区域については、地理的特性、歴史的事情だけでなく、人口や行財政基盤、自治能力が一定の程度を超えると判断される場合には、一の都道府県をもって設定することにも合理性があるため</p>

原 案	意 見	理 由
<p>なお、道州の区域等の枠組は、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、国において一方的に区域を絞り込むなど、枠組を先行させた議論を行うべきではない。</p>	<p>なお、道州の区域等の枠組は、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、国において一方的に区域を絞り込むなど、枠組を先行させた議論を行わないこと。</p>	
	<p>この部分を削除し、上記の枠内へ</p>	<p>枠組を先行させた、議論をすべきでないことを明確にする。</p>
	<p>修文「なお、道州の区域等の枠組は、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて最終的に議論されるべきものであり、議論の前提として国において一方的に区域を絞り込むなど、枠組を先行させた議論を行うべきではない。」</p>	<p>道州の区割りについては、最終的に決定すべきということを明確にするため。</p>

原 案	意 見	理 由
○ 地方分権改革の推進		
<p>道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進める必要がある</p>	<p>権限及び税財源のさらなる移譲、国と地方の二重行政の解消 → 権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務付けの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消</p> <p>まずは地方分権改革を進めるのが先決であり、その中で広域自治体のあり方についての議論を深めていくべきであり、道州制はその選択肢の一つであると考え。本文の構成的に第一に「道州制の制度設計」を論ずるのではなく、「地方分権改革の推進」を置くべきである。</p> <p>道州制議論の前提として</p>	<p>第二期分権改革で実現すべき重要な論点であり、法にも規定</p>
<p>地方分権改革は、道州制の導入を待たずとも当然進められなければならない。道州制の論議が地方分権改革を停滞させる理由とならないよう、地方分権改革推進法に沿って地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めなければならない。</p>	<p>今なすべきことは、地方分権改革推進法案の理念にも掲げられているように、国と地方の役割分担等を明確にしたうえで、国から権限や税財源の移譲等を通じて地方の自主性及び自立性を高めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することであり、まずは地方分権を進める観点から広域自治体のあり方について議論を深めていく必要がある。</p> <p>地方分権改革推進法では「国と地方の二重行政の解消」は盛り込まれておらず、「法に沿って」とするのであれば、法の内容を正確に表現するべきではないか。</p>	

原 案	意 見	理 由
○ 道州制検討の進め方について		
1 国と地方が一体となった検討機関の設置が必要である	「国と地方が対等の立場で共同設置する検討機関が必要である。」と修正。	国が設置する検討機関に、地方の代表が参画するのではなく、国と地方が互いに当事者として対等の立場で設置する検討機関とすべきである。
	道州制の導入は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って推進していくことが不可欠である。そのため、地方六団体の各代表者と関係閣僚等により構成され、道州制の実現に向けた具体的事項について審議する「検討機関」を常設し、道州はもとより、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方、地方自治体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めること。	
道州制の導入は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って推進していくことが不可欠である。そのため、地方六団体の各代表者と関係閣僚等により構成され、道州制の実現に向けた具体的事項について審議する「検討機関」を常設し、特に、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方、地方自治体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めること。	「検討機関」を常設し、を「対等の立場で共同して常設し、」と修正。	
	「道州制の具体的な制度設計について審議する」とする。 →「道州制の実現に向け」とすると地方分権改革の唯一究極の姿が道州制であるとのニュアンスが濃くなる。	
道州制の導入は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って推進していくことが不可欠である。そのため、地方六団体の各代表者と関係閣僚等により構成され、「わが国の統治のあり方」はもとより、道州制の実現に向けた具体的事項について審議する「検討機関」を常設し、特に、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方、立法権の分割を含む地方自治体の自治立法権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めること。	道州制の導入は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って推進していくことが不可欠である。そのため、地方六団体の各代表者と関係閣僚等により構成され、「わが国の統治のあり方」はもとより、道州制の実現に向けた具体的事項について審議する「検討機関」を常設し、特に、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方、立法権の分割を含む地方自治体の自治立法権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めること。	「検討機関」においては、道州制導入に向けた具体的事項のみではなく、「わが国の統治のあり方」についても検討すべきではないか。また、道州制の制度設計に当たっては、既存の制度や仕組みにとらわれない抜本的な議論が必要であり、憲法改正を視野に入れた立法権の分割についても検討する必要があるのではないかと。
	原文「道州制の実現に向けた具体的事項について審議する」 修文「道州制ビジョン」の策定に向けた具体的事項について審議する」	国においては3年後を目途に道州制ビジョンを策定することとしており、まずはその策定について国と地方が対等に協議することが必要。

原 案	意 見	理 由
<p>道州制の導入は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って推進していくことが不可欠である。そのため、地方六団体の各代表者と関係閣僚等により構成され、道州制の実現に向けた具体的事項について審議する「検討機関」を常設し、特に、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方、地方自治体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めること。</p>	<p>「中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方、」の後に、「及び地方の役割」と挿入する。</p>	<p>中央政府のあり方を検討するには、国と地方の役割分担の明確化が必要であるため。</p>
	<p>「地方自治体の条例制定権の拡充・強化」とあるのを、「道州の条例制定権の確立のための方策」と改める</p>	<p>ここで問題となるのは道州の条例制定権の問題であるため。</p>
	<p>○ 検討機関の設置が必須であることは賛成であるが、次の事項を明記すべき。 ・広域自治体改革の当事者として、複数の知事を構成に加えるべき。 ・国民的議論とするため、政党推薦の国会議員も構成に加えるべき。</p>	
<p>本文中：『……「検討機関」を常設し、』以下を次のように修文すべき。『特に』を削り、以下を加える。 「まずは国と地方（道州・市町村）の役割分担について関係者がしっかりと合意形成を図ることが重要である。それを基に」……</p>		

原 案	意 見	理 由
2 国民意識の醸成が必要である	削除	検討の前提として、まず最初の方で記述すべき
<p>道州制の導入にあたっては、国民の意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題であるが、現時点で、道州制の導入が我が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすかについて、国民に十分理解されているとは言い難い状況にある。</p> <p>そのため、道州制の導入によるメリットや課題について分かりやすく積極的な情報発信を行い、国民的な幅広い議論が行われるよう努めなければならない。</p>	<p>国に情報発信を期待することは問題が多いことから、地方自らが行うことを明示すべき。</p>	
	<p>「そのため、」を「そのため、国と地方が協力して」と修正。</p>	<p>国民的な議論のうえで合意を得ることの責務は、当事者である国と地方双方にあることを明確にすべき。</p>
	<p>道州制の導入にあたっては、国民の意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題であるが、現時点で、道州制の導入が我が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすかについて、国民に十分理解されているとは言い難い状況にある。</p> <p>そのため、道州制の導入によるメリットや課題について分かりやすく積極的に情報発信を行い、国民的な幅広い議論が行われるよう努めなければならない。</p>	
	<p>原文「そのため、道州制の導入によるメリットや課題について分かりやすく」 修文「そのため、道州制の必要性や導入によるメリットや課題について、現行制度との比較などにより、分かりやすく」</p>	<p>そもそも国と地方の適正な役割分担の実現のために道州制が必要であるということについて国民の合意を得る必要がある。また、情報発信の際には、現行制度との比較が必要。</p>
	<p>前段、「現時点で、」と「道州制の導入が…」の間に、「道州制とはどのようなものか、その具体的なイメージや、」と挿入する。さらに後段、「そのため、」と「道州制の導入によるメリットや…」の間に、「道州制のイメージを分かりやすく示すとともに、」と挿入する。</p>	<p>道州制のイメージはまだ確定したものではなく、そのメリットや課題について議論する際も、そのイメージにより議論が異なってくるから。</p>
	<p>○ 道州制に対する国民意識を醸成するためには、広域自治体の実務に即して道州制の意義や目的、メリットや課題を具体的に検討し、具体的に主張していくことが必要である。</p> <p>○ そこで、本県では、学識者等による研究会を設置し、道州制の導入によるメリットや課題について検討を進めてきた。この度、その検討結果が報告書として取りまとめられたので、道州制論議の材料の一つとしていただきたい。</p>	<p>「地方分権推進のための道州制」という趣旨を明確にした上で、国民意識の醸成の必要性を言うべきではないか。</p>

原 案 追加項目	意 見 付 記	理 由 理 由
<p>3 基礎自治体たる市町村が主体的に考える必要がある</p> <p>本来、道州制については、基礎自治体たる市町村こそが自らの問題として主体的に捉えるべきであり、市町村合併による規模拡大・広域化の評価・検証を踏まえながら、行政の質の確保・向上、自治体の規模等について真剣に考えていくべき。</p>		<p>仮に道州制が導入されると、市町村は現在の都道府県の事務の多くを担うこととなるので、住民生活に密接に関わる行政サービスを担う基礎自治体として、市町村のあり方が何より重要である。</p> <p>よって、市町村こそが当事者として、意識的に道州制について考えていくべきであるため。</p>
<p>道州制と憲法改正との関係について、例えば、憲法改正に当たっては、「国と地方の役割分担の基本原則」や「道州が地方自治体であること」、「道州に地域振興立法権を与えること」などを明記するよう求めていく必要はないか。</p>		<p>現在、憲法問題特別委員会において、憲法改正と地方自治についての検討がなされているところであるが、道州制についても、憲法改正の議論の中で、明確に位置づけるよう求めていく必要があるのではないか。</p>
<p>○ 道州制議論の前提</p> <p>1 道州制は、我が国が目指すべき「この国のかたち」に関わる基本的な事柄であり、憲法改正も視野においた議論も行う必要がある</p> <p>2 道州制議論の前提として、地方分権改革が成し遂げられなければならない</p> <p>地方分権改革が不十分な状況において、道州制に移行するとすれば、単なる都道府県合併に終わったり、道州が国の出先機関になりかねず、分権型社会にふさわしい道州制にはほど遠い、住民に失望感を与えるものとなりかねない。</p> <p>3 まずは第2期地方分権改革を実現すべきであり、道州制はその先の課題と考える</p> <p>地方分権改革推進法の成立によって、今後まずは、地方税財源の充実、国の法令による義務付け、枠付け等の大幅緩和、事務権限の移譲など第2期地方分権改革に地方の総力を挙げて取り組み、道州制など新たな自治制度の仕組みへの移行は基本的にはその先の課題であることをまず確認して検討を進めるべきである。</p>	<p>左記を「はじめに」の後に挿入</p>	

原 案	意 見	理 由
○ 道州制導入の検討の前提として	この項目を「はじめに」の次の項目として入れる。	
1 道州制の導入にあたり、「21世紀における国のかたちはどうあるべきか」を明確にし、中央政府も含めた国と地方の一体的な改革としなければならない		道州制導入の前提として、国のかたちはどうあるべきかをまず最初に記述すべき。
<p>安倍総理の所信表明演説では、「21世紀に相応しい行政機構の抜本的な改革、再編や、道州制の本格的な導入に向けた道州制ビジョンの策定など、行政全体の新たなグランドデザインを描いてまいります。」とされている。このため、まず、なぜ道州制の導入が必要なのか、どのような課題に対応しようとしているのか、また、現行の都道府県制や広域連合制度の活用ではなぜ対応できないのか、を明確にする必要がある。</p> <p>そのうえで、道州制導入の検討にあたっては、まず、「21世紀におけるわが国のかたちはどうあるべきか、そのための国の政治行政システムはどうすべきなのか」についてしっかり議論し、道州制を導入する場合には、単なる広域自治体改革ではなく、中央政府も含めた国と地方の一体的な改革、我が国の統治機構全体にかかる改革としなければならない。</p>		
2 大都市圏と地方圏との格差が拡大してきている最近の状況のもとで、道州制の名の下に単なる都道府県合併を行えば、かえって格差拡大につながるおそれがある。道州制の検討にあたっては、国民の幸せの充実に寄与できるようにするため、道州制はどうあるべきか、どのような権限や財源を移譲すべきかについて、十分検討し、制度設計すべき。		道州制導入により格差が拡大する懸念もあることから、そのようなにならない制度設計を求めるもの。
<p>最近、国全体としては景気がかなり回復しているとされるが、大都市圏と地方圏との経済的な格差や都道府県や市町村の財政力格差は拡大の傾向にあり、税源に乏しい地方圏ほど厳しい財政状況になっていることから、この格差拡大をどのように防ぐかが喫緊の重要課題となっている。</p> <p>これらは、地方団体の努力だけでは対応が困難な構造的な課題であり、単なる都道府県合併などの広域自治体の規模拡大では、多くの地域においては、かえって今よりも格差拡大につながる恐れが大きい。</p> <p>都道府県は、約130年の歴史を持ち、その存廃は地域の住民や経済・文化に極めて大きな影響を与えるものであるから、都道府県制を廃止し、道州制にすることが本当に国民の幸せの充実に寄与するのか、仮に道州制を導入する場合、その具体的な制度設計はどうあるべきか、どのような権限や財源を道州に移譲するのか」について、十分な議論が必要である。</p>		

原 案	意 見	理 由
<p>3 道州制導入によるメリットやデメリットを国民に具体的にわかりやすく提示し、広く国民的な議論が深まるよう努めること</p>		<p>道州制導入の前提として、メリット、デメリットを国民に提示したうえで、国民的な議論を深めるべきであることを記述すべき。</p>
<p>上記のことから、道州制導入の議論をする際には、①国と地方の役割分担の抜本的な見直しの具体的なあり方、②国から道州へ、現行の都道府県には移譲できない、どのような権限を具体的に移譲でき、国民生活はどのように向上するのか、③道州制を導入する以上、現行の都道府県制に比べ、はるかに大幅な権限と税源の移譲を行なうことが求められ、それに伴って、道州間の財政力格差がこれまで以上に高まるのではないかと懸念されるが、道州間の適切な財政調整制度をどのように構築するのか、④広域自治体である道州が住民から遠くなることによる住民自治の面でのデメリットをどのように克服するのか などの課題の解決が求められることから、道州制導入は、魅力ある地方をつくるという前提に立って、こうした課題があることを明示しつつ、広く国民的な議論が深まり、大方の国民が納得できるような形で進めなければならない。</p>		
<p>9 国民的な議論を経て、道州制を導入する場合であって、国が法律で道州制に関する大枠を定めたとしても、それへの参加については、対象となる各都道府県及び各都道府県住民の意見が十分尊重される仕組みとすべきである。</p>	<p>「道州制の制度設計について」の「8」の次に「9」を追加する。</p>	
<p>道州制を導入するかどうか、また、その区域をどのようにするかは、国民生活や地域経済などに大きな影響を与えるものであることから、国民的な議論を経て、道州制を導入する場合であって、国が法律で道州制に関する大枠を定めたとしても、それへの参加については、全国一律・画一的に進めるのではなく、対象となる各都道府県及び各都道府県住民の意見が十分に尊重される仕組みとすべきである。</p>		<p>団体としての都道府県と、都道府県住民の意見が十分尊重される仕組みとすべきである。</p>

原 案	意 見	理 由
<p>「○道州制の制度設計について」の8の次に(「○地方分権改革の推進」の前に)、以下のように、別立てで「○今後の検討課題」として、別紙の「今後検討を要する課題及び検討体制について」(案)の「○具体的な制度設計の検討課題」の中から、「③大都市制度のあり方」及び「④首都圏等との関係」を次のように追加する。</p> <p>○今後の検討課題</p> <p>首都圏等との関係</p> <p>首都圏における道州のあり方をはじめ、道州と大都市圏域との関係をどう考えるか。また、首都機能と道州のあり方についてどう考えるか。</p> <p>大都市制度のあり方</p> <p>道州制が導入された場合、道州制の下での基礎自治体としての大都市のあり方をどうするか。特に、政令指定都市等の大都市制度が現行のままでよいのか。</p>		<p>①今回の「あるべき道州制の姿」(案)は、その前文「はじめに」の末尾にあるように、政府や各政党など関係機関に対して、「道州制導入の検討に当たって留意すべき事項」を提案するものであること。②道州制特別委員会が取りまとめた本年6月の報告書の16頁には、「東京圏に係る道州の区域や道州と大都市圏域との関係については、今後の検討課題である」とされていること。③先月の神野懇の最終報告書の30頁にも、制度設計にあたっては、「東京・首都圏を他の道州と異なる特別の制度とすることの是非や、政令指定都市と道州との関係について特別な取り扱いをすることの是非」について、検討が必要であるとしていること。</p>
<p>タイトルを「地方分権型の道州制の姿」に修正</p>		<p>「あるべき」ということの意味を具体的に表現すべき。</p>
<p>○ 道州制検討の進め方について 3 「道州制ビジョン」には、「道州制推進法(仮称)」の制定を明示すべきである</p>		<p>○ 「道州制ビジョン」では、道州制のあり方とあわせて、道州制に移行するための工程や手続き、国と地方の協議の場など、道州制の実現に向けた取組の枠組みを示すべきであるが、道州制は国のかたちを変える大改革であることから、「道州制推進法(仮称)」により、枠組みを定めることを明示すべきである。</p>
<p>表題の「あるべき道州制の姿」について、表現を修正すべきである。</p>		<p>本提案の内容は、具体的な道州制の制度設計など、あるべき「姿」を示しているのではなく、道州制の議論に向けた基本的な考え方、道州制導入の検討に当たって留意すべき事項、を示しているものであるため。</p>